



関係各位

首席原産地調査官部門における相談等への対応について
(RCEP 協定発効への対応)

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効（2022年1月1日）に伴い、原産地規則に関連する事前教示その他の相談の増加が見込まれます。

東京税関においては、RCEP 協定など EPA の利活用促進という観点から、業務部首席原産地調査官部門の体制を強化するほか、窓口相談のブースを増設するなど事業者の皆様からお寄せいただく相談に適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策の観点から窓口の混雑を避ける必要があることに配慮しつつ、より多くの皆様からの相談に対応するため、首席原産地調査官部門において現在実施している窓口、メール及び電話での相談について、2021年12月13日から当面の間、以下のとおりとさせていただきます。関係各位におかれましては、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 窓口相談

窓口相談の申込は、以下の要領で、原則、メールにて行っていただきますようお願いいたします。電話等による申込は、行き違いの恐れもあり、可能な限り避けていただきますようお願いいたします（電話等による申込をいただいた場合、確認のためメールの送信をお願いすることがあります。）。

<留意事項>

- ・窓口相談前日の15:00までに申込み下さいますようお願いいたします。
- ・メールの件名に「窓口相談予約」とご記入の上、「原産地案件の照会票（窓口相談用）」に必要事項を記入の上、メールに添付願います。
原産地案件の照会票（窓口相談用）は、東京税関 HP からダウンロード可能です。
- ・予約受付完了の連絡は、15:00 までの申込分を当日の 17:30 までに行わせていただきます。
- ・窓口相談は、原則として、1組2名、30分以内を目途とさせていただきます。

(2) メール相談

メール相談は、「原産地案件の照会票（メール相談用）」に必要事項を記入の上、メールに添付の上、行っていただきますようお願いいたします。

メールアドレス：下記問い合わせ先を参照。以降のメールアドレスも同様です。
原産地案件の照会票（メール相談用）は、東京税関 HP からダウンロード可能です。

(3) 電話相談

電話相談は、原則、30分以内を目途とさせていただきます。

なお、行き違いを防止し、よりの確な相談とするためにも、改めてメール相談についてもご検討いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官

Tel: 03-3599-6527

メールアドレス: tyo-gyomu-origin@customs.go.jp



東京税関 HP